

(案)

仕様書

1 件名

令和 8 年度新宿区健康ポイント事業運営業務委託

2 目的

令和 8 年度新宿区健康ポイント事業運営業務（以下「本業務」という。）は、区民が日々のくらしの中で歩くことの成果をポイントとして集め、一定のポイントが貯まればインセンティブが当たる抽選に参加できる「しんじゅく健康ポイント」を実施することで、無理せず楽しみながら生活習慣の改善につながる環境づくりを構築し、健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

3 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

区指定の場所

5 事業概要

(1) 対象者

18 歳以上で新宿区在住の区民。ただし、6 の(1)のウによるアプリの参加者について、5 の(2)のアで対象数の上限を設けないときは、区外在住であってもアプリの使用はできるものとする ((7)の景品・協賛品の対象とはしない。)。

(2) 対象予定数

次のアとイを足したもの

ア 新規募集定員

(ア) 6 の(1)のイによる参加者（歩数計等）

700 名

(イ) 6 の(1)のウによる参加者（アプリ）

上限の無いことが望ましいが、定員を設定する場合は 2,200 名

イ 既存参加者（令和 8 年 3 月 31 日時点で現に登録している参加者。以下同じ）

(ア) 6 の(1)のイによる既存参加者見込数（歩数計等）

4,775 名

(イ) 6 の(1)のウによる既存参加者見込数（アプリ）

16,920 名

(3) ポイント

ア ポイント対象期間

参加者がポイントを獲得できる期間（以下「ポイント対象期間」という。）は次の3期とする。なお、各ポイント対象期間の終了後、ポイントは清算し、次のポイント対象期間への引継ぎは行わない。

【第1期】令和8年6月1日（月）から令和8年8月31日（月）まで

【第2期】令和8年9月1日（火）から令和8年11月30日（月）まで

【第3期】令和8年12月1日（火）から令和9年2月28日（日）まで

イ ポイントプログラム

（ア）ウォーキングポイント

参加者の1日（午前0時から午後12時まで）のに歩数に対し、下表のとおりポイントを付与する。

1日の歩数	ポイント
1,999歩以下	0
2,000歩～2,999歩	1
3,000歩～4,999歩	2
5,000歩～5,999歩	3
6,000歩～7,999歩	4
8,000歩～9,999歩	5
10,000歩以上	6

（イ）ベースポイント

75歳以上の参加者に対し、アのポイント対象期間ごとに100ポイントを付与する（年齢の基準についてはポイント対象期間開始日において、75歳に達しているかで判断をする）。

（ウ）その他

（ア）・（イ）のポイントの他、区と受託者の協議によりポイントを付与する。

（例：アプリ内で開催するイベントへの参加、アンケートへの回答等）。

6 業務委託内容

【総価契約分】

（1）しんじゅく健康ポイントの管理・運営

しんじゅく健康ポイントを管理・運営するため、次のアからウを実施する。

ア 管理システム

しんじゅく健康ポイントを管理するためのシステム（以下「管理システム」という。）に必要な機能及び管理体制は次のとおり

- (ア) 参加者が、イの歩数計等又はウのアプリを使用することで、5の(3)のポイントプログラムに応じてポイントが獲得できること。
- (イ) 一定のポイントを貯めた参加者にインセンティブ獲得の機会を提供できること。
- (ウ) 参加者が歩数や獲得したポイントの履歴を閲覧できること。
- (エ) 参加者が設定するニックネームにより、参加者間における歩数のランキングを閲覧できること（全体のランキングだけでなく、性別、年代別、地域別などのランキングが閲覧できるとなお良い。）。
- (オ) 参加者の活動意欲を促進及び離反を防止するための機能を付帯すること。
- (カ) 健康意識や健康行動に関するアンケートをとれる仕組みとすること。
- (キ) 管理システム運用に係る個人情報の取扱いについては、適正に管理、処理するものとし、個人情報保護に係る対策（メールアドレスや登録情報が第三者に漏れることがないような仕組み）を講じること。
- (ク) コンピューターウィルス等の不正プログラム、不正アクセスをはじめとするセキュリティに関する事件・事故に対し、万全の対策を講じること。
- (ケ) 管理システムの一切は、受託者の責任で保守・管理及び故障対応をすること。また、障害が発生した場合、速やかに必要な措置を講ずるとともに区に報告し、復旧後は障害の原因を調査し、対応の経過とともに区に報告すること。
- (コ) 管理システムを区が操作するためのマニュアルを作成し、区が閲覧可能な形式の電子データ（Word ファイル、PowerPoint ファイルなど）により提出すること。

イ 歩数計等の環境整備

- (ア) 既存参加者に対し、継続参加の意向を確認する。ただし、既存参加者が利用している活動量計（株式会社アコーズ 速歩トレーナーAM600N。以下「現行活動量計」）を管理システムで利用できる場合は確認は不要とする。
- (イ) (ア)で継続参加を希望した既存参加者（最大 4,775 名）及び新規募集の定員分（700 台）の通信機能を有する歩数を計測する機器（以下「歩数計等」という）を、管理システムで利用できる状態で準備する。ただし、現行活動量計を管理システムで利用できる場合は、新規募集用の 700 台のみ準備する。
- (ウ) (イ)で準備した歩数計等のうち、新規募集用の 700 台については区に一括して納品し、(ア)で継続参加を希望した既存参加者分については本人宛て到達が確認できる方法（レターパック、ゆうパック等）により送付する。送付する際は区と調整の上(3)の参加の手引き等を同封する。

- (I) 参加者が歩数データや保有ポイントを確認することができるよう、管理システムにログインするためのログインID及びパスワードを各歩数計等に発行し、通知書等により参加者に伝えられるようにすること。
- (オ) 歩数計等で歩数の送信や歩数及びポイントの履歴を確認できる機器（以下「データ送信用端末」という。）を次のとおり設置し、通信環境を整備すること。なお、通信環境の整備にあたっては、区施設へ回線引込み等の工事は想定しないこと。また、区で利用している無線通信（5GHz帯）に影響を与えないこと。

受託者の提案により、このほかの民間施設等にデータ送信用端末又はこれに準ずる機能を有した機器を設置すること又は既に設置されている機器を活用することを妨げない。

【データ送信用端末設置場所】

- ①健康づくり課（新宿区新宿5-18-14 新宿北西ビル）
- ②牛込保健センター（新宿区弁天町50）
- ③四谷保健センター（新宿区四谷三栄町10-16）
- ④東新宿保健センター（新宿区新宿7-26-4）
- ⑤新宿区役所本庁舎（新宿区歌舞伎町1-4-1）
- ⑥四谷特別出張所（新宿区内藤町87）
- ⑦筈町特別出張所（新宿区筈町15）
- ⑧榎町特別出張所（新宿区早稲田町85）
- ⑨若松町特別出張所（新宿区若松町12-6）
- ⑩大久保特別出張所（新宿区大久保2-12-7）
- ⑪戸塚特別出張所（新宿区高田馬場2-18-1）
- ⑫落合第一地域センター（新宿区下落合4-6-7）
- ⑬落合第二特別出張所（新宿区中落合4-17-13）
- ⑭柏木特別出張所（新宿区北新宿2-3-7）
- ⑮角筈特別出張所（新宿区西新宿4-33-7）
- ⑯中央図書館（新宿区大久保3-1-1）
- ⑰北新宿図書館（新宿区北新宿3-20-2）
- ⑱下落合図書館（新宿区下落合1-9-8）
- ⑲高田馬場シニア活動館（新宿区高田馬場3-39-29）
- ⑳信濃町シニア活動館（新宿区信濃町20）
- ㉑西新宿シニア活動館（新宿区西新宿4-8-35）
- ㉒赤城生涯学習館（新宿区赤城元町1-3）
- ㉓戸山生涯学習館（新宿区戸山2-11-101）
- ㉔西戸山生涯学習館（新宿区百人町4-7-1）
- ㉕薬王寺地域ささえあい館「ささえーる薬王寺」（新宿区市谷薬王寺町20-40
薬王寺児童館等合築施設2階）

⑥落合第二高齢者総合相談センター（新宿区上落合 2-22-19 キャンパスエール上落合 2 階）

【設置期間】

システムの運用開始の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

【データ送信用端末の機能】

- ・歩数データ取得
- ・送信者自身の歩数データ確認
- ・送信者自身のポイント履歴確認
- ・送信者自身のランキングの確認

区と受託者の協議によりこのほかの機能を付帯することを妨げない。

ウ アプリの構築・運用

管理システムに対応したスマートフォン用アプリ（以下「アプリ」という。）を構築、運用すること。アプリに必要な機能及び運営はアのほか次のとおり

- ・オペレーティング管理システム（以下「OS」という）は Android、iOS の両方に対応できるようにすること。
- ・参加者からの信頼を得て、参加を増やしていくために、各事業者が運営する正規のアプリストア（Android アプリは Google 社の「Google Play」、iOS アプリは Apple 社の「App Store」等）へ掲載の申請を行い、認可を受けること。
- ・Android 及び iOS の各 OS のアップデートに対応及び必要な措置を講ずること。
- ・アプリには以下の機能を付帯すること。なお、区と受託者の協議によりこのほかの機能を付帯することを妨げない。

①毎日午前 0 時から午後 12 時までの歩数を計測し、記録する機能を有すること

（同様の機能を有する別のアプリと連携し、歩数データを取得することも可とするが、連携するアプリは無料かつ安全性の確認が取れているものに限る。）。

②参加者が、ニックネームを設定の上で参加者登録を行う機能。またこの際、合わせて「生年月日」「性別」「身長」「体重」の情報を登録できることが望ましい。

③参加者登録をした者に、管理システムへ「氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を登録することができるフォームをアプリ内に設けること。また、参加者登録の際に「生年月日」「性別」「身長」「体重」の情報を登録できないときはこのフォームで登録できるようにすること。

④参加者に対してイベントの開始等をお知らせする機能

⑤景品を提供する企業のアプリ内広告を表示する機能

（2）既存参加者のデータ移管

既存参加者のデータ「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「電話番号」「ニックネーム」「歩数情報」「身長」「体重」を管理システムに移管すること。

(3) 参加の手引き（マニュアル）

活動量計の使用方法や事業の流れを記載した参加の手引きを作成及び印刷する。なお、参加の手引きの内容はあらかじめ区に確認をとること。仕様については次のとおりとする。

- ・数量：700 部
- ・サイズ：A4 中綴じ冊子 24 頁程度（表紙 4 頁含む）
- ・色：全頁 4 色
- ・用紙：90kg コート紙
- ・納期：管理システムの運用開始前の日を原則として区と受託者の協議により調整
- ・納品場所：新宿区健康部健康づくり課

(4) 歩数計等による参加者の登録

歩数計等による参加の受付は区が行うものとする。

区は、各月の末日までに受け付けた参加者の申込書の写しを翌月の 7 日までに受託者あて提出する。受託者は、提出を受けた翌日から起算して 14 日以内に、受け取った写しの内容により管理システムに登録する。

(5) コールセンター業務

「しんじゅく健康ポイント」に関する問合せに対応するコールセンターを以下の内容どおりに設置すること。

ア 設置期間（予定）

- ・管理システムの運用開始日から令和 9 年 3 月 31 日を前提として区と受託者で調整する。
- ・平日（土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く日）
- ・平日（土曜日・日曜日及び 国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日を除く日）の 8 時 30 分から 17 時 15 分を前提として区と受託者で調整する。

イ 回線数

1 回線

ウ 回答・取次事項

次に掲げる問合せに回答し、又は新宿区あて取り次ぐものとする。回答又は取り次いだ事項については、コールセンターによる対応が完了した後、取りまとめをし、新宿区あて書面にて報告すること。

【回答事項】

- ・アプリに関すること
- ・歩数計等に関すること
- ・データ送信用端末に関すること

- ・管理システムに関すること
- ・個人情報の取扱いに関すること
- ・とうきょう健康応援事業の申請に関すること
- ・上記及び下記取次事項のほか、しんじゅく健康ポイントに関すること

【取次事項】

- ・区の計画に関すること
- ・アンケートの内容に関すること
- ・上記のほか、委託業務に定めのないしんじゅく健康ポイントに関すること

(6) 事業周知

ア 事業周知チラシ等

健康無関心層を含めた多くの人に本事業を知ってもらえるよう、歩数計等用及びアプリ用の事業周知チラシを(ア)及び(イ)のとおり作成し、チラシを用いた最適な事業周知を行うこと。歩数計等用のチラシは、申込書及び(8)のアの(イ)の参加時アンケート用紙を兼ねるものとする。

また、健康診査・がん検診・歯科健康診査の受診対象者用の事業周知チラシ等を(ウ)のとおりデザインすること。(ウ)の印刷は区が行う。

それぞれのデザインについてはあらかじめ区の確認を受け、調整しながら作成すること。

(ア) 歩数計等用

- ・部数：19,000部以上
- ・サイズ：A3 サイズ二つ折り
- ・色：表面4色・裏面4色
- ・用紙：90kg コート紙
- ・納品時期：令和8年5月中旬頃
- ・納品場所：新宿区健康部健康づくり課

(イ) アプリ用

- ・部数：19,000部以上
- ・サイズ：A4 サイズ折りなし
- ・色：表面4色・裏面4色
- ・用紙：90kg コート紙
- ・納品時期：令和8年5月中旬頃
- ・納品場所：新宿区健康部健康づくり課

(ウ) 健康診査・がん検診・歯科健康診査の受診対象者用（デザインのみ）

区の健康診査・がん検診受診対象者に対する案内冊子に掲載する本事業周知用ページ（A4 サイズ 2 ページ）及び区の歯科健康診査受診対象者に配付する本事業周知チラシ（A3 サイズ両面 2 つ折り）について、デザインの原稿データを作成する。データは PDF ファイル及び AI ファイルとする。

イ SNS 等を活用した周知

登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス（以下「SNS」という。）等を活用した幅広い世代に向けた周知を行うこと（SNS 上における広告掲載を含む。）。周知する内容、時期等は区と受託者で調整する。なお、区の公式 SNS 等を使用した周知は区が行うため、本業務において使用する場合、アカウントは受託者が準備すること（本業務のために新たに開設する必要はなく、受託者が通常使用しているアカウントで良い。）。

ウ その他

ア及びイのほか、受託者の創意工夫により事業の周知を行うこと。

（7）景品・協賛品の準備・発送業務

ア 景品・協賛品

しんじゅく健康ポイントの景品及び協賛品の区分及び数量は次のとおり

- ①特 賞：ポイント対象期間ごとに 15 口（3,000 円相当）
- ②景品 A：ポイント対象期間ごとに 750 口（1,000 円相当）
- ③景品 B：ポイント対象期間ごとに 10 口
- ④協賛品：ポイント対象期間ごとに 75 口（予定）

イ 景品の検討

区と受託者でアの①及び②の景品を検討し、準備する。③及び④については区が準備するが、区が実施する協賛品の募集について、受託者から協賛者を紹介することを妨げない。

ウ 抽選

対象期間ごとにアの①から④の区分それぞれについて抽選を行う。抽選後は速やかに区に結果を報告し、確認を受けること。

抽選の条件は次のとおり

- ①⑤ の(3)のポイントプログラムにより、次の各ポイント対象期間内に 300 ポイントを獲得した参加者を対象とする。なお、600 ポイント以上を獲得した参加者であっても抽選の対象としては 1 口とする。
- ②「氏名」「住所」「電話番号」を適正に登録している参加者を対象とする。
- ③1 回の抽選における当選は 1 人につき 1 回までとする（次回の抽選の際に条件を満たしていた場合には再度抽選対象となる。）。

工 発送

ウの当選者について、区の確認を経た後に当選者宛て景品・協賛品を発送する。また、景品等を発送する際、区が指定した資料を同封することとする。

(8) アンケート

参加者に対し、参加登録時及び参加中(第2期ポイント対象期間の終了後)の2回、それぞれ次の方法によりアンケートを行う。なお、区外在住のアプリ使用者であってもアンケートに回答することは問題ない。

アンケートの内容については区と受託者で調整する。

ア 参加登録時

(ア) アプリ

登録受付開始日から令和8年11月15日(日)までにアプリに登録した者を対象として、アプリのアンケート機能を使用したアンケート及び通知による周知(毎月上旬と中旬)を行う。

【アンケート期間】令和8年6月1日から令和8年11月30日まで

(イ) 歩数計等

区が申込書の受付時に事前アンケートを回収し、(4)の申込書の提出時に併せて受託者に提出する。受託者は、提出を受けたアンケートの内容を電子データ(excel ブック又は CSV)に取りまとめ、区に提出するほか(9)の効果検証に活用すること。

イ 参加中

(ア) アプリにより登録した者

登録受付開始日から令和8年11月15日(日)までにアプリに登録した者を対象として、アプリのアンケート機能を使用したアンケートを行う。

【アンケート期間】令和8年12月1日から令和8年12月31日まで

(イ) 活動量計により登録した者

令和8年11月30日(月)までに区から(4)の提出を受けた申込書の写しの参加者を対象として、受託者からアンケート用紙及び健康づくり課宛ての返信用封筒を送付する。区は、参加者から回答を受けたアンケート用紙を受託者に提出する。受託者は、提出を受けたアンケートの内容を電子データ(excel ブック又は CSV)に取りまとめ、区に提出するほか(9)の効果検証に活用すること。

(9) 効果検証

事業の効果を正確に測定するための検証項目を設定した上で評価を行い、その検証結果に基づき、今後のしんじゅく健康ポイントの展開計画について区に提案・助言する。事業終了前であっても運営上の課題等が発生した場合は、報告と併せその対応策を区に提案すること。

検証結果の報告は、原則として次の2段階により行う。

- ①中間報告（ポイント対象期間第2期までのデータ分析とアンケートの集計）
- ②最終報告（①にポイント対象期間第3期の結果を加えた最終的な実施結果）

【単価契約分】

(10) とうきょう健康応援事業に係る審査業務

とうきょう健康応援事業における都からの特典獲得を申請した者（以下「申請者」という。）を、都事業管理サイトへログインすることで以下のとおり審査する。

ア 審査内容

以下の（ア）及び（イ）どちらも満たす申請者を都事業特典獲得者として承認する。
どちらか一方でも満たさない又は満たしているか確認できない申請者は否認する。

（ア） 区健康ポイント事業へスマホアプリにより参加する 18 歳以上の新宿区民であること

（イ） 区健康ポイント事業において 1 つの期の間に 390 ポイント以上獲得していること

イ 確認方法

アの審査を行うため、申請者が申請の際に入力する以下の内容をもとに、区健康ポイント事業におけるアカウントを特定し、ポイント等を確認する。

①参加した健康ポイント事業の実施区市町村名（新宿区）

②氏名

③氏名（フリガナ）

④生年月日

⑤新宿区内の住所

⑥ユーザ ID

ウ 審査想定件数

2,061 件

エ 審査日

- ・令和 8 年 9 月 24 日（木）
- ・令和 8 年 10 月 5 日（月）
- ・令和 9 年 2 月 22 日（月）
- ・令和 9 年 3 月 1 日（月）
- ・令和 9 年 3 月 5 日（金）

7 事業スケジュール（予定）

（1）管理システム開発期間

契約締結後から令和 8 年 5 月まで

(2) コールセンター業務

管理システム運用開始日から令和9年3月31日まで

(3) 参加者登録

管理システム運用開始日から令和9年3月31日まで

(4) ポイント対象期間

【第1期】令和8年6月1日（月）から令和8年8月31日（月）まで

【第2期】令和8年9月1日（火）から令和8年11月30日（月）まで

【第3期】令和8年12月1日（火）から令和9年2月28日（日）まで

(5) 景品発送

【第1期】令和8年9月

【第2期】令和8年12月

【第3期】令和9年3月

(6) アンケート

【参加登録時】令和8年6月1日から令和8年11月30日まで

【参 加 中】令和8年12月1日から令和8年12月31日まで

(7) 事業評価期間

【中間報告】令和9年2月上旬

【最終報告】令和9年3月31日まで

8 委託期間終了時の対応

終了時のデータ取扱いについては、区の指示に従うものとする。

なお、データ移行の場合は、区が指定するフォーマットに基づき、容易に全データを取り出せるようにしておくものとする。

9 成果物

(1) 歩数計等（管理システムで利用ができる状態であること。）

(2) 管理システムの操作説明書

(3) 効果検証の最終報告書

(4) 印刷物及び完全版下（PDFファイル及びAIファイル）

(5) コールセンター業務報告書

(6) とうきょう健康応援事業連携に係る審査結果（承認者及び否認者の一覧）

(7) その他区と協議して定める資料

10 成果物の帰属

本仕様に基づき作成した成果物（既存のパッケージ等で一般に使用されているものを除く。）の著作権は区に帰属するものとし、区の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。また、受託者は区及び区が指定する者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

11 支払方法

成果物の検査終了後、以下のとおり一括で支払うものとする。

(1) 総価契約分 (6(1)から(9))

総価契約分総合計の金額を支払うものとする。

(2) 単価契約分 (6(10))

単価に審査件数を乗じた金額の合計（小数点以下を含める）に、消費税等（小数点以下切り捨て）を加えた総合計の金額（小数点以下切り捨て）を支払うものとする。

12 遵守事項

(1) 本業務履行により知り得た情報は、業務終了後も漏洩してはならない。

(2) 事故等の防止に努めるほか、発生時には必要な措置を講じるとともに区に速やかに報告すること。

(3) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(4) 契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。

(5) 本業務の履行にあたって、受託者は新宿区環境マネジメントの取り組みに協力すること。

(6) 受託者は、感染症予防対策を講じて、本業務を実施すること。

(7) 受託者は、本件契約に係るあらゆる費用（データ送信用端末に係る通信料も含む）を委託費として負担するものとし、区は名称を問わず、追加の負担は一切行わないものとする。

13 個人情報の保護及び情報セキュリティについて

- (1) 本契約の履行に際して取得した個人情報については、関係法令及び本契約の定めに従い、第三者への漏えい、滅失、毀損等が生じないよう、適正な安全管理措置を講じること。なお、個人情報の取扱いに関しては、「業務委託における個人情報保護の取扱いに係る申出書」に基づき、適切に対応すること。
- (2) 契約締結時又は契約締結後速やかに、プライバシーマーク使用許諾証、又はこれに準ずる認証（ISMS 認証等）の提示又は写しを提出すること。

14 その他

- (1) 受託者は、受託業務を円滑に遂行するために、従事者のうちから作業現場の業務執行上の責任者を配置し、業務の執行管理及び他の従事者の管理指導に当たること。
- (2) 受託者が業務履行中に、故意又は過失により、区又は第三者に損害を与えたときは、受託者の負担で損害を賠償すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、区と受託者が協議のうえ決定するものとする。

15 担当

新宿区健康部健康づくり課健康づくり推進係

電話 03-5273-3494

FAX 03-5273-3930